

生涯学習分科会の運営規則の改正について（案）

1. 概要

文部科学省認定社会通信教育については、社会教育法第51条第1項により、文部科学大臣の認定を与えることができるが、同条第3項において、認定を与えようとするときは、あらかじめ、同法第13条の政令で定める審議会等（社会教育法施行令第1条の2に定める中央教育審議会）に諮問しなければならない。また、同法第55条第3項より、認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときも同様である。中央教育審議会運営規則第3条により、社会通信教育の認定等については、生涯学習分科会の議決をもって審議会の議決とするとされている。これらの規定により、社会通信教育の認定等については、生涯学習分科会において諮問・答申を行ってきた。

社会通信教育については、認定等の申請は年間を通じて随時あるものの、講座の開設時期を年度の開始に合わせたいなど、認定等の時期について、柔軟性を持たせる必要性が高まってきている。

これまでは、生涯学習分科会の開催に合わせて決定等を行うとともに、場合に応じ、現行の生涯学習分科会運営規則第2条に掲げる「やむを得ない理由」に該当するものとして、書面で議決を行うこともあった。しかしながら、書面による議決を行う扱いについて、「やむを得ない」という理由よりも、上述のとおり、社会通信教育の認定における個別の事情によるものとなってきたため、生涯学習分科会運営規則第2条を改正し、書面による議決の対象として、社会通信教育の認定等について明示することとしたい。

2. 新旧対照表（生涯学習分科会運営規則）

改正案	現行
<p>(書面による議決)</p> <p>第二条 分科会長は<u>次の各号に掲げる場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果を持って分科会の議決とすることができる。</u></p> <p>一 <u>社会教育法(昭和24年法律第207号)第51条に定める通信教育の認定又は同法第55条に定める認定を受けた通信教育の廃止若しくは条件の変更の認可に関する議事の場合</u></p> <p>二 <u>前号のほか、やむを得ない理由により分科会の会議を開く余裕がない場合</u></p> <p>2 (略)</p> <p>附則 この規則は、分科会の決定の日（平成25年3月29日）から施行する。 <u>この規則は、分科会の決定の日（平成27年1月 日）から施行する。</u></p>	<p>(書面による議決)</p> <p>第二条 分科会長は<u>やむを得ない理由により分科会の会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果を持って分科会の議決とすることができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>附則 この規則は、分科会の決定の日（平成25年3月29日）から施行する。</p>

4. 参照条文

●社会教育法（抄）（昭和24年6月10日法律第207号）

（審議会等への諮問）

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（通信教育の認定）

第51条 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定（以下「認定」という。）を与えることができる。

- 2 認定を受けようとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、文部科学大臣に申請しなければならない。
- 3 文部科学大臣が、第1項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第13条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

（通信教育の廃止）

第55条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可に関しては、第51条第3項の規定を準用する。

●社会教育法施行令（抄）（昭和24年7月22日政令第280号）

（審議会等で政令で定めるもの）

第1条の2 法第13条の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

●中央教育審議会令（抄）（平成12年6月7日政令第280号）

（分科会）

第5条1～5（略）

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

●中央教育審議会運営規則（抄）（平成25年2月27日中央教育審議会決定）

（分科会）

第3条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。

2 令第5条第6項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

分科会	事項
生涯学習分科会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項及び <u>社会教育法（昭和24年法律第207号）の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項</u> （スポーツ・青少年分科会の所掌に属するものを除く。）
（以下略）	